

介護保険だより

平成30年度
制度改正特別号

群馬県国民健康保険団体連合会

平成30年度の制度改正及び報酬改定について

平成30年度の制度改正については、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを目的に以下の改正が施行されます。

なお、施行については、4月、8月、10月の3つの時期に分けて実施されますので、情報収集等の事前準備を十分に行っていただき、請求データを作成していただきますようお願いいたします。

1 サービス単位数について

サービス内容ごとに定められているサービス単位数が変更になります。また、サービスコードの追加も行われます。変更前のサービス単位数で請求した場合、請求誤りとなり、請求明細書が返戻となる可能性がありますのでご注意ください。

詳細は厚生労働省からサービスコード表が提示されますので、そちらをご確認ください。

2 サービスの新設について

介護医療院の創設に伴い、平成30年4月から以下のサービスが新設されます。

- (1) 短期入所療養介護（介護医療院）：サービス種類コード 2A
- (2) 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）：サービス種類コード 2B
- (3) 介護医療院：サービス種類コード 55

3 請求様式の追加について

介護医療院の創設に伴い、請求明細様式第四の三（介護医療院における短期入所療養介護）、四の四（介護医療院における介護予防短期入所療養介護）、九の二（介護医療院サービス）が追加となります。

4 伝送ソフト・入力ソフトについて

今回の報酬改定に合わせて、伝送ソフト・入力ソフト及び単位数マスタをバージョンアップ（報酬改定に合わせた更新）していただく必要があります。ソフト販売元のホームページ等をご確認ください。バージョンアップを行わずに請求データを作成した場合、正しい請求データを作成することができません。

5 情報収集について

現在、厚生労働省から提示されている制度改正に関する資料は「WAMNET（ワムネット）」に、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」というタイトルで掲載されていますので定期的にご確認ください。

国保連合会でも、ホームページや介護保険だより等で広報を行う予定です。

6 提出期間などについて

報酬改定後の最初の請求は、平成30年5月の提出になります。

受付期間は5月1日～10日ですが、間に連休が入りますのでご注意ください。

7 平成30年度制度改正施行時期一覧表

施行時期	主な施行内容
平成30年4月 (平成30年5月審査)	<ul style="list-style-type: none">報酬改定に伴う単位数変更及び各種加算の新設（※）介護医療院の創設共生型サービスの創設要介護認定に係る有効期間の見直し 等
平成30年8月 (平成30年9月審査)	<ul style="list-style-type: none">利用者負担割合の見直し（3割負担）年間介護高額サービス費の創設高額介護合算療養費制度の見直し（負担限度額）
平成30年10月 (平成30年11月審査)	<ul style="list-style-type: none">福祉用具貸与の見直し（貸与価格の上限設定）

※ 報酬改定に伴う単位数変更及び各種加算の新設についての具体的な加算名称、単位数については、WAMNET等をご確認ください。

問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

